

情報通信審議会 郵政政策部会（第31回）議事録

1 日時

令和5年4月12日（水） 15時00分～17時00分

2 場所

総務省 Web 会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

米山 高生（部会長）、東條 吉純（部会長代理）、荒牧 知子、
桑津 浩太郎、横田 純子（以上5名）

（2）総務省

柘植 芳文（総務副大臣）

（大臣官房）

大村 真一（企画課長）

（郵政行政部）

藤野 克（郵政行政部長）、松田 昇剛（企画課長）、
景山 忠史（郵便課長）、小林 知也（貯金保険課長）

（3）ヒアリング対象者（敬称略）

（日本郵政株式会社）

風祭 亮（執行役）

（日本郵便株式会社）

松岡 星彦（執行役員）、高橋 文昭（常務執行役員）

（4）オブザーバー（敬称略）

（日本郵政株式会社）

西口 彰人（常務執行役）

（５）事務局

久保田 昌利（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

４ 議 題

「デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方」について

【令和４年１０月１４日付け諮問第１２３５号】

開 会

○米山部会長 　ただいまから情報通信審議会第31回郵政政策部会を開催いたします。

本日は、委員6名中5名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

本日は、柘植総務副大臣に御出席いただいております。

ウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際はマイクをオンにしてお名のりいただき
てから発言をお願いいたします。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみで傍聴と
させていただきます。

議 題

「デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方」について

【令和4年10月14日付け諮問第1235号】

○米山部会長 　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本
日は、前回に引き続き、「デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方」について
審議を行います。

それでは、まず、総務省郵政行政部、松田企画課長から、資料31-1と2に基づき
まして御説明をお願いいたします。

○松田企画課長 　御紹介いただきました総務省郵政行政部企画課長、松田でございます。
資料31-1、31-2、2つの資料で御説明いたします。

まず、31-1でございますが、「郵便局を通じたマイナンバーカードの普及・活用
に関する取組状況」ということで、昨年12月の下旬、この審議会におきまして中間報
告をお取りまとめいただきました。その後の進捗状況について御紹介させていただきます。

こちらの資料を御覧いただけているかと思うのですが、このオレンジの部分は、昨年
12月に御提言いただいた中間報告の内容で、基本的な考え方と国における取組を示し
ております。ブルーのところは、その後の取組状況をまとめたものでございます。

まず1つ目、「郵便局を活用したマイナンバーカードの取得推進」ということで、7

つ施策があったかと思いますが、そのうちの①です。「郵便局における申請サポートの拡大の要請」ということで、国として、マイナンバーカードの申請サポート業務の積極的受託の検討を日本郵便に対して、また、個別自治体への訪問なども要請する。併せてマイナンバーカードの申請サポートに係る予算措置を行うとしておりました。

その後の取組状況でございますが、総務省より自治体に対して、郵便局による申請サポート業務の積極的委託の検討を要請いたしました。特に、交付率が低い団体に対して個別にフォローアップも実施いたしました。また、総務省より日本郵便に対して、申請サポート業務の積極的受託の検討、個別自治体への訪問なども要請いたしました。訪問の状況などについては、定期的なフォローアップを通じて状況把握を実施したところがあります。

さらに、総務省から日本郵便へ直接委託することによりまして、携帯電話ショップが所在しない団体、724ございますけれども、この市町村の2,296局での申請サポートの業務について総務省から日本郵便に委託を行いました。これらの結果、848の自治体、3,511の郵便局でマイナンバーカードの申請サポート業務が実施されました。右肩にありますような形で、「郵便局でマイナンバーカード申請サポート実施中」というのぼりでしたり、チラシを配布した上で、マイナンバーカードの申請をサポートしたところでもあります。

続いて2ページです。2つ目の施策といたしまして、市町村がマイナンバーカードの出張申請を行うと。その際に郵便局のスペースを提供いただけるようにということでもあります。これについては、延べ64自治体141の郵便局において、郵便局ロビーに自治体職員に来ていただいて、マイナンバーカードの申請用出張窓口ブースを開設したところでもあります。

3つ目ですけれども、③マイナンバーカード申請勧奨ポスターの郵便局への掲示などということですが、総務省からの要請を受けまして、日本郵便において、全ての直営郵便局2万局にポスター掲示を指示して掲示が図られたところがございます。掲示したのは、ごく簡単な、「マイナンバーカードの申請は、お済みですか？」ということ、それから、この郵便局で申請サポートができる場合は、「申請は、当郵便局でも支援しております!」、こういったポスターを掲示したところでもあります。

続いて、4つ目の施策でございます。2「郵便局を活用したマイナンバーカードの交付」ということで、④「郵便局におけるマイナンバーカード交付に必要な法律改正の検

討」ということであります。取組状況ですけれども、令和6年秋のマイナンバーカードと健康保険証の一体化の方針が示されたことを受け、本人確認が可能となるカードの交付申請受付等を実施できる場所を拡充し、新たな申請チャネルを設けることにより、更なるマイナンバーカードの普及につなげていくため、郵便局において、マイナンバーカードの交付申請受付に関する事務を可能とする郵便局事務取扱法の改正案を今国会へ提出することとし、先月、3月7日に国会に提出をしているところでございます。改正法の成立後は、普及に向けて標準的な業務フローの作成などによりまして、自治体と郵便局を伴走支援していこうとしているところでございます。

4ページは、今回の郵便局事務取扱法の一部改正案の概要でございます。

5ページ、「郵便局を活用したマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新、暗証番号の変更・初期化」でございますけれども、この事務の委託の推進ということで、これまでに7つの自治体、12の郵便局において電子証明書の発行・更新、暗証番号の変更・初期化に係る事務の委託があったというところでございますけれども、昨年12月、総務省より全市区町村に対しまして積極的委託の働きかけも兼ねた意向調査を実施したところ、令和5年度の委託開始に向け、33団体が134郵便局を対象に調整・検討を進めているという回答を得たところでございます。引き続き定期的な働きかけを実施、併せて委託を目指している団体のフォローを実施することとしています。

6ページですけれども、「マイナンバーカードによる住民の利便性向上のための郵便局の活用」ということで、⑥「コンビニがない市町村を中心とした郵便局への証明書自動交付サービス端末の導入支援」ということであります。また、⑦として「郵便局などにおける証明書の自動交付サービスの導入に係る地方財政措置」を挙げておりました。

取組状況といたしましては、郵便局型のマイナンバーカード利用端末の開発実証を総務省で実施いたしまして、令和4年度の2次補正予算におきまして、「証明書交付サービス端末整備費補助金」4億円により、コンビニがない市町村を中心として、郵便局への証明書自動交付サービス端末の導入支援を始めたところでございます。さらに、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組として、自治体が郵便局などに証明書の自動交付サービスを導入する経費、機器を置く経費について、令和5年度、今年度より措置率0.7ということで、7割でございますけれども、特別交付税措置を講じるといった制度を創設したところでございます。

7ページは、郵便局型のマイナンバー利用端末のイメージ図でございます。

続きまして、資料3 1-2に基づきまして、郵便局等の公的地域基盤連携推進事業について御紹介いたします。

1 ページでございます。「令和4年度郵便局等の公的地域基盤連携推進事業の概要」としております。この事業は、デジタル社会の進展に向けて、地域の課題について、郵便局ネットワークと地方自治体などの公的基盤が連携して、デジタル技術を活用した課題解決事例のモデルケースをつくる、さらには、それを全国へ展開することを目指すというものでございます。令和4年度から3か年で実施することにしておりますけれども、令和4年度におきましては、3つの地域において実証を行いました。

1つが群馬県前橋市でございます。これは、地域交通政策の取組と郵便局の連携に関する実証であります。詳しくは次のページから説明します。昨年の11月1日から今年の1月31日まで実施したところであります。

続いて、熊本県八代市、こちらでは、郵便局を活用した買い物サービス支援の実証を行っております。令和4年12月1日から令和5年2月28日まで実施をしたところであります。

最後が三重県熊野市で、郵便局ドローンの中山間地域での公的活用に関する実証ということで、こちらは令和4年10月3日から令和4年12月28日まで実施したところでございます。

まず、前橋でございますけれども、2ページです。地域M a a Sにおける交通系 I C カードの販売やマイナンバーカード連携をサポートする拠点、これが課題になっておりました。前橋市では、この資料の一番下の、字が小さくて恐縮ですが、M a e M a a S というもの、市内の多様な交通モード、鉄道、複数のバス会社、市内3エリア運行しているデマンド交通などをM a e M a a S というスマートフォン向けw e b サービスで分かりやすく案内する前橋市民向けのサービス、こちらを市の施策として進めてこられておりました。それに当たっては、J R 東日本さんですとか、あるいは、前橋市にございます一般社団法人のT O P I C、I C T まちづくり共通プラットフォーム推進機構さん、こちら等で連携をして、M a e M a a S という施策を進めておられたと。

ただ、この課題として、地域M a a S の実装に当たって、まず、このサービス提供に必要な交通系 I C カード、東日本はS u i c a ですが、その普及、また、地域版S u i c a として、見づらいなのですが、前橋市内の5つのバス事業者さんなどが利用可能なn o l b e というものがございましたけれども、こういったものの認知度が非常に低

かったということ。それから、マイナンバーカードとこういった交通系 I C カードを登録連携するということで、例えばマイナンバーカードから居住地ですとか、あるいは生年月日といったものを読み取って、それをクラウド上で交通系 I C カードの番号と連携をさせる。これによって交通系 I C カード、S u i c a などをタッチすることで、市民割引ですとか、将来的には年齢による割引、高齢者割引なども可能になるといったものなのですけれども、こういったものを高齢者の方々へ丁寧に説明をする場面がなかなかなかった、場所がなかったということでありました。

これを受けまして、今回、この実証で前橋市内 4 6 の郵便局全てに協力いただきまして、1 つには交通系 I C カードを販売いただく、また、2 つ目にはマイナンバーカードとの地域連携 I C カードの登録連携、これができる端末を郵便局に設置しまして、郵便局社員が登録連携を支援する。それから、交通結節点としての郵便局ということで、前橋中央郵便局においてシェアサイクルポートを設置したりバイタル測定などを実施したということでございます。こちらに写真がございますけれども、郵便局員が、高齢者を含めた市民の方々にパソコンを使った登録連携をサポートしたということでございます。

その結果については、次の 3 ページ以降で詳しく御紹介をいたします。3 ページですけれども、まず交通系 I C カード、S u i c a などの販売、こちらについては、市内郵便局 4 6 局の窓口において、n o l b e 2, 0 0 0 枚、S u i c a 1, 0 0 0 枚、合計 3, 0 0 0 枚を販売し切ったということでもあります。3 か月間実証を行ったのですが、実証前の 3 か月間との比べをしておりますけれども、n o l b e については 1 年間で 3, 0 0 0 枚売れたということでしたけれども、今回、市内郵便局 4 6 局で販売することで、一気に 3 か月でそれまでの 1 年間の販売数を達成したということでありました。

また、M a e M a a S への会員登録については、右側のグラフがございますけれども、実証前の 3 か月と比べまして約 3. 7 2 倍です。それから、S u i c a、交通系 I C カードと M a e M a a S との登録連携、これは 9. 4 8 倍、さらにはマイナンバーカードと交通系 I C カードとの登録連携ですけど、これは 5. 2 4 倍と、こういう形でありまして、いずれも市内郵便局 4 6 局がサポートすることで、登録者が急増したということでもあります。

実証期間中でアンケートも実施をしておりますけれども、今回、郵便局でチラシを置きまして M a e M a a S についての広報も行ったわけですがけれども、交通系 I C カードを購入された方の 2 0 % は M a e M a a S を以前から知っていましたけれども、7 0 %

の方は今回のチラシでMa eMa a Sを知ったという結果になったと。

さらに、どういったことができるかという、Ma eMa a S連携によるサービスを知った方は、今回のチラシをきっかけに知った方が75%だったということ、郵便局社員からの丁寧な説明によって、スマートフォンに慣れてない高齢者においてもMa eMa a Sサービスの理解促進につながったという結果が上がっております。そのほか、シェアサイクルについても一定数のニーズが把握でき、また、バイタル測定についても、郵便局に来た際に気になったのでということでチャレンジされる方もいたということで、健康意識の高い方に一定のニーズがあることがうかがえたということでもあります。

これらを踏まえまして、今後は、こういった自治体などが進めようとしている政策、今回の場合は交通政策ですけれども、こういった交通政策において、郵便局との連携は効果的であったということ。今後に向けては、あらかじめ、こういった事業に取り組む意義などを関係者に共有して、顧客対応に向けて事前研修、それから必要な説明ツールを準備することが有効であろうということ。さらには郵便局社員によるサポートを行ったことで、高齢者を中心に多数の登録支援を行うことができたことから、デジタルデバイドの影響を受けやすい高齢者を含めて誰一人取り残さないサービス提供が、郵便局をメンバーに入れること、協力主体として迎えることで期待されるわけでございます。前橋市ではMa eMa a Sですけれども、今年度からはG u nMa a Sとして、さらに県内全域に広げようということで、郵便局との連携は非常に有効だということが実証の結果分かったということでございます。

5ページ、八代市の買い物支援でございます。こちらについては、中山間地域、特に八代は坂本地域を抱えておりまして、近年の水害で工事が長引いておりまして、一般車両が通行できない地域に道の駅があること、あるいは人が居住されているということもございまして。こういった中山間地域で市内の買い物を行うのが難しいという方に応えるべく、八代市役所さんと、地域のタクシー会社さんである神園交通さんが立ち上がりまして、やつしろo n l i n eストアというものを立ち上げたところでございます。これも郵便局が支援を行うという形でございます。このやつしろo n l i n eストアを通じて、スマホとかに詳しい方は1人でできてしまうわけですけれども、なかなかそういったものに慣れない、難しいという方、中山間地域での交通弱者の方は高齢者も多いということで、そういった方々については、市内の郵便局に協力いただきまして、オンラインショップの利用をお手伝いするというものでございます。これ自体は、注文が入ると、

買い物支援センターにいます神園交通さんが、イオンや、あるいはさかもと復興商店街など、そういったところで商品を買ってきてまして、それを注文ごとに梱包して、郵便局を通じてゆうパックで配送するといった仕組みであります。市内21の郵便局でタブレットを設置いたしまして、注文などをサポートしたところでございます。

結果、郵便局での会員登録は26件、郵便局での注文は32件ということですが、全体で見ますと約3割が郵便局からの利用だったということで、郵便局社員による注文サポートが、タブレット操作に不慣れな層の本サービスの利用増進につながったのではないかとございまして。やはりこれも郵便局社員への十分な研修が重要だということが分かっております。

最後に、昨年度最後の実証ですけれども、三重県熊野市における郵便局ドローンの中山間地域での公的活用に関する実証でございまして。こちら、熊野市の木津呂という地域なのですけれども、中洲にあるような形、日々の郵便物の配達もかなり困難なところではあるのですけれども、これに今、日本郵便がドローンで郵便や荷物を配送するということを、実装に向けて様々な実証を行っているところでございまして。こういった日本郵便のドローンが中山間地域を中心にこれから配備されていくことになれば、いざというとき、災害時に、例えば道路の寸断が起こった際に、郵便局ドローンを活用して、孤立した集落に衛星携帯電話などの緊急支援物資を運んだり、あるいはドローンに搭載されたカメラを使って被災状況のモニタリングですとか、取り残された方の撮影などが可能になるということでありました。

これ、今回の実証により、実際にやってみたということで、訓練的にやったところでもありますけれども、自治体の要請に応じたサービスとして提供されることは十分期待できるということなのですけれども、やはり平時から自治体と郵便局との間で、災害時どのような物資を運ぶべきか、今回は衛星携帯電話などを運びましたけれども、関係者間で想定を共有しておくことが必要ということで、医薬品などを送る際には何らかの規制もありますので、そういった制度の十分な研究、勉強も必要だろうということでございます。

令和5年度、今年度はさらに予算を積み増しまして、1.2億円の予算で4テーマを行う予定でございまして。最後の8ページでございましてけれども、そのうちの一つ、郵便局におけるオンライン診療ということで、現在、オンライン診療は医療施設か、あるいは自宅、老人ホームにおいてのみ可能という形になっておりますけれども、現在、厚生

労働省の審議会で、オンライン診療の受診可能な場所、条件について制度の見直しの検討が行われているところをごさいます。制度の見直しがあった場合には、郵便局の空きスペースを活用した高齢者向けのオンライン診療、この実証を行おうと考えているところをごさいます。

私からは以上になります。よろしくお願いたします。

○米山部会長　　どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について、御意見、質問はごさいますでしょうか。発言の際は、ウェブ会議システムのチャット機能で、御質問、御意見のある旨を入力していただくようお願いいたします。その後、私から指名いたしますので、お名のりいただいた後に御発言をお願いいたします。

それでは、荒牧委員、よろしくお願いたします。

○荒牧委員　　荒牧です。御説明ありがとうございました。大変具体的な事例で、成功事例ということで、非常に勉強になりました。もっとこういう、活用されているよということも多くの方に知っていただけたらなというふうに思います。恐らく周囲の方たち、私の周囲でも知らない人がほとんどだと思うので、ぜひアピールしていただきたいといます。

1点だけ、気になったというか、最後の御説明にありましたドローンを使った対応なのですが、政府の重要な業務に関わるドローンというのは、サイバーセキュリティ上のリスクを考慮するというような動きがあるかと思うのですが、今、郵便局で使われているドローンというのはどうなのでしょう。

○松田企画課長　　まず、実証実験など、こういったいろんな成果はしっかりアピールをしていきたいといますし、また、日本郵便さんにもアピールを手伝っていただきたいといます。

今回の実験で活用したようなドローンでごさいますけれど、日本郵便さんが、そうした御懸念もあることから、ACSLという国産産業用ドローンの会社、正式名称は株式会社自律制御システム研究所ですが、この会社に日本郵政キャピタルが出資し、日本郵便とともに業務提携契約を締結しており、今回はそのACSLという会社の日本製のドローンを活用させていただいているということをごさいます。今後の方針は日本郵便にお伺いいただければといます。日本郵政グループとして、あるいは日本郵便として、しっかりドローン、今後を見据えておりますので、国内勢で共同で様々な実証や研究を進めていけるような体制を取っていると承知をしております。

- 荒牧委員 分かりました。ありがとうございました。
- 米山部会長 そのほか、いかがでしょうか。
- 東條委員、お願いします。
- 東條部会長代理 御説明どうもありがとうございました。最後のページのオンライン診療がございしますが、今後の取組の囲みの中の手順についてお伺いしたいのですが、「令和5年度以降、必要な実証を行い」とあるのは、実証実験であれば厚労省のガイドラインには抵触しないということになりますか。
- 松田企画課長 資料にお書きしているように、制度見直しの後と書かせていただいております。今、厚生労働省の社会保障審議会の医療部会で検討が行われているのですが、昨年の段階では、例えば僻地に限ってという形で、郵便局、あるいは公民館といった場所において、オンライン診療も含め診療が可能になるというような方向で検討が進められておりました。そういった見直しが、本当は昨年度内に行われるという情報だったのですけれども、少し遅れているようで、それを待って実証を実施したいと思っております。
- 東條部会長代理 なるほど。非常に限定的に見直しがまず行われる予定であるという、そこまでは話が進んでいるということですね。
- 松田企画課長 そうですね。厚生労働省さんとも相談をずっとさせていただいております。具体的にどこで実証を行うかということも含めて。僻地と言われているところ、特に無医村、お医者さんがいらっしゃらないところで、要は、市内の病院に行くのに、バスだとか、あるいは、かなり時間がかかるというようなところについては、巡回診療も行われてないところもございしますので、そういったところで、かつ、郵便局にある程度のスペースがあるところにおいて実施ができないかということで今、厚労省さんも入って打合せをさせていただいているところでございます。
- 東條部会長代理 恐らく我々が考えるところの地域における郵便局ネットワークを活用したオンライン診療というときの地域の範囲と、厚労省が考える僻地は相当開きがあると思いますので、そのところは少し調整を頑張っていただきたいと思います。
- 松田企画課長 そうですね。まずは突破して、今までやれなかったことをやれるようにすることが大事だと思っています。
- 東條部会長代理 おっしゃるとおりですね。
- 松田企画課長 今は僻地ということなので、半島だったり、あるいは離島だったり、

そういったところからかもしれませんけれども、まず一步一步ということかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○東條部会長代理 承知しました。ありがとうございました。

○米山部会長 ありがとうございます。

続いて、桑津委員、よろしくをお願いします。

○桑津委員 桑津です。御説明どうもありがとうございました。前回の公的機関のサポートのときも同じ質問をしたのですが、まさに物流から医療からサポートということで、多様な業務をお願いしていて、これがまさに心強くて、かつ、おっしゃっているように、できなかったことを一步一步というのは、POC (Proof of Concept) も含めて非常にすばらしいと思っています。

その上で、あえて心配をさせていただくとすると、ある意味、決してボランティアではないですし、心意気は分かるけれども、必ずしも全部が全部商業サービスに乗ってもらうというわけでもないということで、どこまでをサポートしていつてあげて、かつどこまで自立性にお任せする、もしくは公的機関、国等のサポートをお願いするといったような、ともかくやる気と志でずっとこれからも頑張り続けてくれというのも何となくおかしな話でありまして、この取組を、サステナビリティを実現するという意味でも、ある種のサポート的なものが、公的なものも含めて、あるいは民間のボランティアとしての寄附等を集めるとかいろいろあるかなとは思っておりまして、今の取組を決して否定するものではなくて、これをよりサステナブルにしていくために、そういったサポート的なものは今後も何か考えていく必要があると思っていますのですが、この辺りはいかがなものなのでしょうか。

○松田企画課長 昨年度は3件の実証、今年度は4件ほどの実証を行いますけれども、この実証の1年間は国費で、何を示すかということ、郵便局をパートナーに入れて、様々な地域課題解決の取組を行うと、こういった形で成果が上がるということを客観的に数字として出していくこと、効果があるよということを示していくことが大事だと思っています。その上で、実際に運営していく際には、その事業費を一体どういった形で誰が負担をするのかといったことも含めて進めていかななくてはいけないということでもあります。まずは、この実証で効果があることが確認されたものを横展開するに当たっては、それは地域においては、自治体さんなどが資金の出し手となり得るわけですが、自治体への支援も含めて、我々としても積極的に検討し、また、実際の支援に結びつけていき

たいと考えております。

○桑津委員 承りました。どうもありがとうございます。

○米山部会長 どうもありがとうございました。それでは、本日は報告が多いため、次に移らせていただきたいと思います。なお、御質問がある方は、後でまとめて質問の時間をできるだけ取るようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、総務省郵政行政部、景山郵便課長から、資料31-3に基づきまして御説明をお願いいたします。

○景山郵便課長 では、御説明をさせていただきます。総務省の郵便課長の景山と申します。では、資料31-3、「郵便局データ活用アドバイザーボードにおける議論の状況」という資料について御説明させていただきます。

まず、こちらの郵便局データ活用アドバイザーボードというのはそもそも何かということですが、このページに記載しております郵便局データの活用についてということで、「これまでの取組」というところから紹介させていただきますけれども、まず昨年7月に、郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会というものの報告書が出てございます。こちら、いきなり資料が飛んで恐縮ですが、最後のページ、12ページにその検討会の概要を載せてございます。こちら、論点としましては、郵便局が持っております大量のデータ、全国で郵便物の配達をしておりますので、その関係で入手しているデータはたくさんあるのですが、こちらを特に公的な用途にデータを提供するニーズがあるのではないかとということで、そちらについてのデータ提供はできないかということを検討するということから始まったものでございます。

青いところに「『郵便事業分野の個人情報保護に関するガイドライン』の解説の改正内容」としておりますけれども、郵便物、信書という形で位置づけられているわけですが、郵便物の内容については通信の内容そのものということで、中を見たりですとかその内容を他人に漏らしたりしてはいけないと、こういう形になっておるわけですが、それ以外の配達業務に際して得たような情報、どういう方がどこにいて、実際に居住されているかといったような情報につきましても、これまでは通信の秘密に準じて、基本的に外部には提供しないという形で運用してきたところなのですが、こちら、一切使えないということではなくて、その情報を用いる利益が秘密を守る利益を上回る場合、そういう公的な必要性がある場合については提供することが認められるのではないかとということで3つの例を書いておりますが、大規模災害等の緊急時に被災者情報

等を地方公共団体に提供する場合、国税または地方税に関する調査協力要請に対して、滞納者の転居先情報を提供する場合、弁護士会からの照会に対応する場合というものについては、提供することが秘密を守る利益を上回るのではないかということで、総務省が作成しております郵便事業分野の個人情報保護に関するガイドラインの解説にユースケースとして明記する形にしまして、このようなケースではデータを提供することができると明確に位置づけたものでございます。

その他、そのすぐ下にご書いてございますけれども、地方公共団体等から委託を受けて、街路地図調査や空き家調査の業務を行うに当たって留意すべき事項の追記といったことも書いてございます。こちらは具体的には、カメラを設置、提供する場合の関係ですとか、あるいは、外部の委託を受けて情報を入手していますよということが明確に外部から分かるようにしておくといったことを記載している形になっております。

次、下半分のところですが、**「郵便局データ活用ロードマップ」**と書いてございますけれども、郵便局、公的な業務を全国で行っているという形になってございますので、そこで入手するデータは公共性が非常に高いということで、そのデータの活用に当たっては、国民の皆様からきちんと信頼される形で活用する体制を整える必要があるということで、信頼の回復やデータガバナンスの体制強化といったことにグループ全体で努めることを前提に、それを公的な要請に応えるデータ活用していくとか、あるいは、日本郵便、日本郵政グループ全体の新規ビジネスへの展開にも活用していくと、そういうガバナンスを整えることを両輪でやっていくことを位置づけているという形にしております。こちらにおきまして、実際、活用していくことを整えるということで今やっております郵便局データ活用アドバイザリーボード、こちら、委員構成を紹介してございますけれども、こういったところにオブザーバーとして、個人情報保護委員会事務局ですとか内閣官房郵政民営化推進室、デジタル庁といった方にも入っていただきまして、実際の活動を進めていくという取組を現在やっておるところでございます。

ページ戻りまして、**「現在の取組」**というところで下半分書いてございますけれども、実際にデータを提供するためには、データの提供を要請する側と、そのデータを提供する日本郵便側とで、その手法をあらかじめ決めておく必要があるということで、郵便の業務に関して知り得た情報という重要性の高い情報を提供する形になりますので、必要最低限の情報が、法律等に基づく照会の手続に対して必要最低限の範囲できちんと提供されるようにするというところで、標準的な照会フォーマット、こちら、任意の手法で照

会できるという形ではなくて、きっちりと固まった様式で必要事項が漏れなく記載されていて、その提供の可否が簡単に判断できるようにするという一方で、統一的な書式を定めるという具体的な協議をしている必要がございます。また、具体的な申請手続としまして、どういう窓口で受け付けるのか、どういう審査を行うのかということをおらかじめ定めておいて、不適切な開示がされないようにしておくということを定める必要がございます。そういった形で、それぞれ、先ほど御紹介した3つのユースケースごとに、災害であれば市町村、税の関係であれば国税庁や自治税務局、弁護士会照会であれば日本弁護士連合会といった方たちと、日本郵便、日本郵政が協議を行う場を設定するということを、総務省で場を設定して協議を進めていくという形になってございます。

現在、第2回のアドバイザリーボードの会合を3月30日に開催したところですが、その時点で協議が進捗している状況として報告させていただいたのがこのページの資料になってございます。主な検討項目として①から⑧に書いてございますけれども、それぞれについて、項目ごとに別途協議を進めておりますので、特に先に進んでおります地方税と弁護士会照会について書いている形になっておりますけれども、まず、①、照会を受ける窓口ということで、こちら、提供する情報というのが、地方税や弁護士会照会もそうなのですが、実際に住んでいる方の情報というのが、転居をしているときに、日本郵便では転居届を受け付けていますので、実際にどこに居住されているかというのを把握していることが多いわけですが、そういった情報が必ずしも、住民票を移していない方などですと分からないことがあるということで、税の滞納の処分の手続をする際に、文書がなかなか届かないというようなことがございますので、そういった形で転居届の情報を受け付けております各地域の郵便局について照会を行うという形で書いてございます。

照会方法につきましては、書面による照会に限定する。こちらは、フォーマットを定めることからしてもそうなのですが、口頭などで任意に提供するという形ではなくて、固まったフォーマットにのっとして、必要事項が全部載った形で照会するという形にさせていただきます。フォーマットは、こちら、会議の資料をそのまま使っている関係で、「別添のとおり」と書いてございますが、今回の資料には添付してございません。必要な事項が漏れなく記載されているようなフォーマットを作成しまして、それにのっとしてやっていただくという形になってございます。

④ですけれども、「提供するデータの範囲」ということで、こちらは必要最低限の情

報を提供するという観点から、新しい住所の情報だけを提供するという形になってございます。

その他、提供に要する期間や提供を行う期間といったものを定めておまして、こちら、地方税と弁護士会照会については、6月1日から運用を開始する方向でやっておるという形になってございます。このように提供することによって、地方公共団体の税の徴収の手続において、転居されて、実際どこに住んでいるか分からない方への連絡が付きやすくなるですとか、弁護士会照会におきましては、訴訟の手続の過程において、今、所在が分からなくなっている方に連絡が付きやすくなるといった効果が期待できるということでございます。そういうことを勘案して、情報提供する利益が上回るものとして進めていこうとしておるところでございます。

現在検討しておりますのは、災害時の緊急状況の提供と税の対応に係るもの、弁護士会紹介に対する提供という形で、検討会において具体的にユースケース3つについて検討しておるところですけれども、今後も必要性が高い、公益性が高いと思われるケースが出てきた場合、このアドバイザリーボードの場でも議題にしまして、拡充する必要があるかどうかを検討していくという形になってまいるかと思っております。

話がちょっと変わりますけれども、こちらは先ほど検討会の項目でも御紹介しましたデータガバナンス体制の話でございます。ページが前後しますけれども、日本郵政グループ各社、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命を抱えておりますけれども、それぞれの事業分野でデータの管理はしておるのですけれども、グループ全体に横串を通したデータ活用のルール整備はなかなかできておらなかったというところでしたので、その取組を順次進めていくとしてございます。

こちらのスライドに書いておりますのが、グループ全体のデータガバナンスを整えていくための仕組みということで、全体のグループDXコミッティーというところの下にガバナンス分科会というのをつくりまして、各社のデータ活用の部署が参加して進めていくと。グループで効率的なデータ管理の手法にのっとり活用を進めていくという形になってございます。

ページ戻りますけれども、その活用の事例を幾つか掲載しておまして、こちらは個人データをグループ間で最初から共同利用していくというものです。こちら、3月31日から基準を策定したということで、現在、日本郵政のホームページにも掲載されておりますけれども、日本郵便とかんぽ生命が行う保険契約の募集活動に関する監査と、日

本郵便が行う個別の投資信託の販売に対する監査について、データ、ここに掲載しております生年月日等の情報を共同で利用していくと、それを監査に用いるという形で明示している形になってございます。

続きまして、5ページのほうですけれども、グループ顧客管理基盤ということで、こちら、これまで実証実験等を進めてきたものですが、各社でばらばらに管理しておりますデータについて、それを収集、加工、分析等を行って、グループ全体のビジネスにどう活用していけるかというものを検討してきているという形です。これまでフェーズ1、フェーズ2と書いてございますけれども、統計情報の分析から始めて実証実験を進めてまいりまして、今後、統計情報以外の顧客の同意が個別に得られたデータも活用して、本格的に活用していくことを進めていく予定になっております。こういったデータを活用していくに際して、データガバナンス体制がグループで効率的に整備されていることが前提になっておりますので、さきに紹介しました、こういったデータガバナンス分科会での統一的な議論を通じて、整合性のあるデータ活用のやり方を作成した上で進めていくとしているところでございます。

続きまして、こちら、また、情報が変わりまして、日本郵便株式会社のデータ活用の取組というところですが、2つほど事例を紹介させていただきたいと思っております。

1つは、集配車両等を活用した空間情報把握に関する実証ということで、荷物の集配のために車両が日本全国、毎日通っているわけですが、そちらに、通信事業者と言っていますが、携帯電話の電波の強度を測定する機器をつけまして、こちら、実証実験ということで、東京支社、東海支社、近畿支社と書いてございますけれども、四輪車両に10台ほど測定器を載せまして、走っている間の電波強度を測定していくと。こちら、毎日同じルートを走っている車両に載せておりますので、時系列での変化が測定できる。こちら、携帯通信事業者と連携して実証実験としてやっているところです。

その実証実験、試行実験の評価がこちらに載ってまして、特に取得データの確認という意味では、①のところに◎と書いておりますけれども、通信事業者から、継続的な調査で安定的な電波状況の解析等ができて有効に活用できるのではないかとという評価が得られているという形になっております。こちら、おおむね有効なのではないかとという評価が出てきておりますので、今後どのように進めていけるか、ビジネスになっていくかというところを検討していく形で取り組んでいるところでございます。

最後に、これもまた別の話でございまして、ドライブレコーダー画像の活用と

いうことで、こちら、郵便の集配車両に、現在は安全な運行管理の観点からドライブレコーダーをつけているのですけれども、そのドライブレコーダーに映った画像を分析して、日本全国、日本郵便の車両が走っておりますので、街路情報を、このドライブレコーダーの画像を分析することによって集積していった、そのデータを活用していけるのではないかと、ビジネスにできるのではないかとということを今後検討していくということでございます。

こちら、右下のほうに、どのような情報が映っているかということが書いてありますけれども、道路標識はどのようなものが出ているかということですか、道路の状況が見えてくるのですとか、あるいは、これがちょっとあまり、通常の地図データのところではなかなかないところですが、玄関とか入り口とか、あと郵便の車両ですので、郵便受け箱、どこに投函すればいいのかというものが、地図上の建物のどの面にあるのかといったところの情報も入手できる形になりますので、こちら、データを集積、分析していった、新たなビジネスも検討してございます。

ただ、こちらは街路の生の画像情報になってまいりますので、センシティブな情報ですとか、そういったものが映り込む可能性もございますので、そういったところの取扱い、どのようなルールの下で、どのように必要な加工をして活用していくかといったところについても今後議論していく必要があるということで、アドバイザリーボードの場でも今後議題になっていくものと考えているところでございます。

雑駁でございましたけれども、審議状況の報告ということで説明は以上でございます。

○米山部会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明について御意見、御質問はございますでしょうか。

それでは、1つ私から質問をさせていただきたいのですけれども、今日の御報告の最初のほうの、郵送等で得られた情報なのではございますけれども、他の配送業者が配送で得られた情報というのは、何らかの規制があるのでしょうか。あるいは、他の業者というのは、それぞれの、先ほどの言葉で言うとデータガバナンスで自主的に行われているのでしょうか。その辺、お聞きしたいのですが。

○景山郵便課長 他の事業者ということだと、一般の宅配事業者のような事業者ということかと思えます。

○米山部会長 はい、それを想定しています。

○景山郵便課長 通常の一般の個人情報保護法の適用の範囲内で、個人情報の保護をし

ていく形になっていくかと思しますので、例えば差出人の情報や宛先の情報といったものは、通常の営業上の顧客情報として適切に管理する必要があるというふうになるものと承知しております。

○米山部会長　ありがとうございます。ほかに、委員の先生方から何かございませんでしょうか。

横田委員、よろしく申し上げます。

○横田委員　横田です。御説明ありがとうございました。1個だけ教えていただきたいのですが、情報提供の部分で、転居届を情報提供することなのですけども、引越す方ってちゃんと転居届を出のだろうなと思っているのですが、先ほどのイレギュラーの部分というのは、年間で8万人ぐらい行方不明者っているじゃないですか。その方たちも結構いるかと思っていて、そういう方たちって、転居届、当然のことながら出さないとと思うんです。そのときに、不動産屋さんとの連携とかも、もしかして必要なんじゃないかなと思っているのですけれども、そこら辺は御検討されていらっしゃるのでしょうか。

○景山郵便課長　日本郵便の持っております転居届の情報というのは、あくまで転居した方が、自分のところに郵便物を今後も届けてほしいということで出してきていただくものになりますので、それが仮にどこにも出ていないとか、本当に居住地不明ですというような場合には、日本郵便であっても郵便物を届けることができないという形になりまして、それを届けるために、どこにいるかというのを探索するというところまでは現状やっておらないと理解しております。ですから、不動産屋さんとの提携というのも、実際にどなたが住んでいるのかというのを積極的に当たりに行くということまではしておりませんで、自分が居住地を移した場合にも郵便物を受け取りたいという方からの申請を受けて、それを管理しているという形でございます。

○横田委員　あくまで郵便局の持っている情報だけの範囲ということですね。多分弁護士会さんとかは、その先というと、自分たちで独自で不動産屋さんとかと別に連携するという必要性もあるのかなと思ったのですが、分かりました。ありがとうございます。

○米山部会長　景山郵便課長、どうもありがとうございました。

続きまして、総務省大臣官房、大村企画課長から、資料3-1-4-1から3に基づきまして御説明をお願いいたします。

○大村企画課長 大臣官房企画課、大村です。私からは、3月末に公表しました郵便局を活用した地方活性化方策検討プロジェクトチームの取りまとめについて御説明をさせていただきます。

次のページでございますが、このプロジェクトチームについてです。昨年10月に、あまねく全国に拠点が存在する郵便局の強みを生かした地方活性化を進めるために、省内の関係部局から成るプロジェクトチームを設置いたしました。検討事項のところがございますが、郵便局を活用したマイナンバーカードの普及方策に関する事、また、郵便局が行政サービス窓口や地域の拠点として果たす役割を活かした方策などについて検討を進めてまいりました。

次のページを御覧ください。その検討の結果について、この3月末に取りまとめをして、公表したところがございます。まず、2ページ目にあるところですが、この取りまとめでは、郵便局が持つ強み、全国津々浦々に窓口を有するという拠点性、信頼できる社員がいるという人材の関係、局舎という物理的なスペース、配達ネットワークによる面的なカバー、郵便事業を通じて保有、取得するデータ、この5つの強みを柱として施策を整理したところがございます。

主な施策については、3ページ目、4ページ目に整理をしております。個々の施策については、これまで会議の中で御紹介のあった施策とも重複するところがありますので、簡単に御紹介をさせていただくようにいたします。

まず、3ページ目の左側、社員が常駐する拠点を生かした取組です。この取組としては、郵便局での自治体窓口業務の取扱いの推進がございます。人口減少下において、自治体の支所などのリソースが限られていく中で、地域の実情に応じた行政事務の効率化や住民の利便性を向上させる観点から、自治体の窓口業務などについて郵便局による取扱いを推進していくものです。

具体的には、オレンジ色の網かけにありますように、マイナンバーカード関連事務の実施や、自治体マイナポイント事業での郵便局との連携、地域交通施策、先ほども御紹介がありましたけれども、いわゆる地域MaaSにおける郵便局との連携、また、統計調査の実施における郵便局との連携、このような施策に取り組んでまいります。

次に右側です。郵便局の人材を活用した取組です。こちらは、消防団への加入の促進として、現在、日本郵政グループ全体で約6,000名を超える消防団員に活躍しているということであり、今後、さらなる郵便局の社員の消防団への加入を促進

してまいりたいと考えております。これに加えて、自主防災組織等との連携の促進、郵便局員の集落の課題解決の取組の参画などを推進していく予定としております。また、一番下ですけれども、拠点、人材にまたがる施策として、地域の埋もれたお困り事の発掘と解決支援をするために、郵便局員、市町村職員、総務省職員、行政相談委員などによる懇談会を試行的に実施してまいりたいと思っております。

次のページに参りまして、3番目に、郵便局の物理的なスペースを生かした施策を御紹介させていただきます。こちらは、郵便局の局舎等のスペースなどを活用して、災害時における行政需要や、買い物支援などの地域住民のニーズなどに応じた生活支援の取組を推進することとしているものであります。

まず、災害対応として、郵便局舎の緊急避難場所などへの指定や災害時における物資輸送等のための車両・バイク等の活用を推進します。また、下側ですけれども、生活支援機能として、郵便局でのオンライン注文、配送や商品販売など、郵便局と連携した買い物支援サービス、また、スマートスピーカーを活用したみまもりサービス、現時点では試行的に実施されていると承知しておりますが、空き家のみまもりサービスなども含めた空き家対策などがあると考えております。

次に、右側、④の配達ネットワークによる面的カバーを生かして、備蓄物資の保管及び災害時の避難所等への配送を推進することとしているところです。

最後に、⑤番の郵便局が保有・取得するデータを活用した取組です。こちら、先ほど御紹介があったところですが、郵便局が配達ネットワークを通じて収集したインフラ情報、所在情報、転居情報等を活用した取組を推進することとしているところであります。

次のページを御覧いただければと思います。郵便局を活用した地方活性化方策推進の全体工程表であります。今後の取組の推進に向けて、周知、フォローアップの観点から整理したものです。

まず、周知については、自治体の首長さんが参加する各種の会議などを活用しまして、自治体に対して広く周知をしていくとともに、日本郵便を経由して、全国の郵便局への周知をしていきたいと考えております。このように、自治体、郵便局の双方に周知をすることで、それぞれの施策を推進していきたいと考えています。

また、下半分、フォローアップでございます。それぞれ各政策の工程表に基づいて推進をしつつ、6月末、9月末と推進状況、取組状況のフォローアップを行い、令和5年中に郵便局と連携した地方活性化方策の先進事例パッケージ、これを作成し、取りまと

めて、周知をすることとしたいと考えているところであります。

また、プロジェクトチームでは、個別の施策の概要、また個別の施策の工程表をまとめてごさいます。それぞれについて、資料31-4-2、資料31-4-3として配付させていただいておりますので、御参考にしていただければと思います。

私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○米山部会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問はございますでしょうか。

それでは、荒牧委員、お願いします。

○荒牧委員 荒牧でございます。御説明ありがとうございました。3ページ目ですかね、郵便局が持つ強みという資料がございましたけども、ここで、確かに郵便局が持っている強みというのは、長年の蓄積に基づくすごいものではあるのですが、ただ(2)の信頼できる社員、人材がいるというところに関して言いますと、今後10年後、あるいは20年後にこういったことが言えるかといったときに、昔ながらの信頼関係というか、そういったものは恐らく、10年、20年保たないかもしれないですね。従業員の側もですし、地元のお年寄りの世代交代があって(2)が強みとは言えなくなってきたとき、信頼がなくなったときには、(5)というデータの取扱いが物すごく、ひょっとすると裏目に出る可能性がある。だから、(2)の強みを非常に将来的に考えるというのは一種のリスクを伴うのではないかなという気が個人的にいたしました。

以上です。

○大村企画課長 ありがとうございます。私ども、省内の関係部局で検討している中で、それぞれの施策を行っている関係部局側から見ると、現在、拠点性もそうですけれども、郵便局であれば、人材も相当信頼できるというような受け止めが部局としても非常に強く、このようにまとめさせていただいたところでは。

これが将来どうなっていくのかという点については、信頼できる人材がいるということ、これが維持されていることを期待しながら施策を進めていきたいと考えていますけれども、その時点における状況をきちんと確認しながら検討していきたいと考えているところでは。

○荒牧委員 いえ、信頼できる社員の方であることは大前提ですけれども、社員の方が立派であったとしても、人間関係の在り方自体が、やはり昭和の時代とかとだんだん変わってきているのは事実なので、そういったことを前提として今後のことを考えること

の多少のリスクも検討していかないといけないのかなということです。今現在を否定しているわけではなくて、やはり人間関係の希薄化は紛れもない事実だと思っているので、そういった観点からの意見を申し上げた次第です。ありがとうございました。

○大村企画課長　　少し補足をさせていただければと思います。以前はずっとその地域で活躍されている地元の郵便局長の方が少し減っているのではないかというようなお話も省内の検討の中の議論ではあり、それであっても、郵便局の信頼性というのは、別の形なのかもしれないですけども、特に低下しているということではなく、依然として信頼はできるものではないかということでございます。

○荒牧委員　　ありがとうございました。

○米山部会長　　ありがとうございました。

横田委員、お願いします。

○横田委員　　1つだけお願いします。地域にとって郵便局は役割が増えて、郵便局があってよかったというような感じになっていくなと私は思っていたのですが、実際これをやろうとすると、人件費を増やす、人件費というか、人を増やす想定で考えていらっしゃるのか、それとも維持しようとしていらっしゃるのかを教えてくださいませんか。

○大村企画課長　　これは個別の施策によるところがあるのかなと思っています。例えば、現在でも災害時の対応などはボランティア的に協力いただいているところがあり、また、自治体から、あるいは住民から手数料等をきちんとお支払いいただくことで御対応いただいているところもあり、また、こういう対応ができる地域とできない地域、ニーズがある地域とそうでない地域などがまちまちである中で、取り組めるところ、ニーズと体制が合致するところを進めていこうと考えているところではございまして、一概に今の体制でどうなのか、体制強化しなければというものではなくて、個別の施策によってそういうところも勘案して御対応いただくことになると考えているところです。

○横田委員　　承知いたしました。ありがとうございます。

○米山部会長　　どうもありがとうございました。それでは、大村企画課長、どうもありがとうございました。

続きまして、日本郵政グループからの御説明が3件ございます。御意見と御質問は、最後にまとめて伺いたいと考えております。

まず、日本郵政株式会社、風祭執行役から、資料3 1－5に基づきまして御説明をお

願いいたします。

○風祭執行役　　ただいま御紹介いただきました日本郵政株式会社の風祭でございます。
資料3 1－5によりまして、日本郵政株式会社の事業計画の概要につきまして御説明を
させていただきます。

弊社の事業計画は、日本郵政株式会社法第10条の規定に基づきまして、毎事業年度
開始までに策定し、総務大臣に認可をいただくこととされておりまして、今年度のもの
につきましては、先日、3月31日に総務大臣から認可をいただきまして、公表をいた
しております。なお、事業計画を総務大臣へ認可申請するに当たりましては、資金計画
書と収支予算書を添付することとされておりまして、

2ページ目でございます。続きまして、事業計画の内容につきまして御説明をさせて
いただきます。当初の事業計画は、大きく3つのパートで構成をいたしております。1
項目、このページでございます「はじめに」ということで5項目ほど記載をしてござい
ます。全体として、経営理念など、会社の根本となる活動方針について記載をしてござ
います。大体記載のとおりでございますが、1点だけ触れさせていただきますと、一番
下の項目でございます。弊社、令和3年度にグループ中期経営計画「JPビジョン20
25」を公表いたしております。この計画は、公表から3年後となります来年度、令和
6年度を目途に見直しを行うこととしており、本年度は、その見直しに向けて検討を進
めるということを記載してございます。

3ページ目は、2つ目のパートについての記載でございます。弊社の業務運営の基本
方針について記載をしております。項目といたしまして、(1)から(5)の5項目で
ございますが、まず1項目、日本郵政グループの企業価値向上についてでございます。
記載のとおりでございますが、グループ横断的なDX施策や新規ビジネスの創出の推進、
また、コアビジネスであります3事業の充実強化、グループ外企業や地方公共団体との
連携拡大、不動産事業の拡大等につきまして、子会社の事業の支援を行っていくといっ
たこと、また、データガバナンス体制の構築といったことにも取り組んでまいるとい
うことでございます。

そのほか、3つの事業会社に対する持株会社としての支援ですとか、ゆうちょ銀行株
式の一部売却によって得た資金の活用といったことについて触れてございます。また、
(2)以下でございますが、郵便局ネットワークの活用、ガバナンス、コンプライア
ンス機能等の強化、また、SDGs達成への取組といったことにつきまして、方針を記載

してございます。

4 ページ目、事業計画の3つ目のパートでございます。「その他業務運営に関する事項」ということで、持株会社としての当社の業務につきまして記載をしております。弊社は、(1) にございます事業子会社の経営の基本方針の策定及び実施の確保等の業務、(2) 事業子会社の業務支援といった業務を行ってまいるということでございます。また、(3) 病院の経営ということで、現在、当社が保有しております東京逓信病院の経営について触れてございます。なお、昨年度までは宿泊事業に関する記載がございましたけれども、宿泊事業に関しましては、昨年度、譲渡を完了しており、今年度は記載を落としております。

以上が、日本郵政の事業計画の本文の概要でございます。

次のページは、事業計画に添付する収支予算書につきまして、前年度の事業計画との対比を記載した御説明資料でございます。数字の縦の列、左側の太い枠で囲った部分が今年度の計画でございます。今年度の部分、一番下、当社単体で当期純利益1,745億円を計画しているということでございます。前年度との比較で、マイナス315億になってございます。2点、内容を御説明させていただきます。1つは、一番上、営業収益が、前年度計画から比較しましてマイナス104億円でございますが、その大きな部分がその下の受取配当金という項目でございます。マイナス99億円となっているのは、昨年度、ゆうちょ銀行株式を一部売却したことにより、ゆうちょ銀行からの受取配当金が減ることを見込んでいることなどによるものでございます。

それから、もう一点申し上げますと、下から5行目ほどに「特別利益」という項目がございます。前年度からマイナス86億円となっておりますが、これは前年度の計画上、逓信病院や宿泊施設の事業譲渡等で生じる譲渡益が計上されていたのですが、それが今年度は剥落していることによるものでございます。

最後に6ページ目ですが、この事業計画の認可の際に、総務大臣から要請事項をいただいておりますので、その内容につきまして記載をしております。

日本郵政からの説明は以上でございます。

○米山部会長 続けて、日本郵便株式会社、松岡執行役員、資料31-6に基づきまして御説明をお願いします。よろしくをお願いします。

○松岡執行役員 改めて、日本郵便の松岡でございます。私からは、日本郵便の令和5事業年度の事業計画の概要について御説明差し上げたいと思います。1ページ目を御覧

ください。こちらについては、事業計画の法的な位置づけを記載しておりますので、説明は割愛させていただきます。3月31日に総務大臣認可を頂戴して公表させていただいた、こういうものでございます。

2ページ目でございます。こちらは、事業計画全体の構成を記載しております。詳細のほう、次ページから説明させていただきたいと思っております。3ページ目を御覧ください。「はじめに」のところでございますが、日本郵政グループの長期経営計画でも掲げておりますが、お客様と地域を支える共創プラットフォームを目指して、郵便局ネットワークを通じて、グループ一体的なサービスを提供するとともに、グループ外の多様な企業との連携を行ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

その次の下の部分でございますけれども、業務運営の基本方針でございます。かんぽ生命の商品の不適正募集問題をはじめ、引き続き不祥事案が発生している状況でございますので、まずはお客様の信頼確保に向けた取組をしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。こちらについては、昨年度制定したJP行動宣言、いわゆる経営理念を具体的に達成していく、こういったものでございますけれども、お客様本位の業務運営に関する基本方針をしっかりと実践して、お客様との信頼関係の構築を着実に進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。また、募集品質データを活用した募集人指導とリスクモニタリングの実施など、募集品質の向上やガバナンス強化にも継続的に取り組んでいきたいと考えております。

加えて、部内犯罪や社員の不正防止の取組を継続してまいります。コンプライアンスや個人情報に関する意識も醸成していきたいと思っておりますので、この辺りをしっかりと行っていきたいと考えているところでございます。

4ページを御覧ください。「新たな成長に向けた取組」のところでございます。これまでも進めてまいりました郵便物流事業のローコストオペレーション実現に向けた取組や郵便物流事業改革、いわゆるP-DXの取組、こちらをさらに加速していきたいと考えてございます。

また、郵便局窓口のほう、こちらにおいてもデジタル化を徹底して、効果的・効率的な営業活動を可能とするような環境整備を進めていきたいと思っております。それによって創出した資源を生かしながら、地域、お客様のニーズに応じた様々なサービスを提供していきたいと思っております。加えて、マイナンバーカードの電子証明関連事務とか、様々な地方公共団体から受託させていただいている事務、こういったものに関し

て取り組んでいきますし、また、地域金融機関とかほかの企業と連携しながら、郵便局ネットワークの価値の向上を図っていきたいと考えているところでございます。なお、EV車両の拡大とか環境負荷軽減の取組を進めるとともに、働きやすい職場づくりやダイバーシティーの推進等も引き続き積極的に取り組んでいきたいと、このように考えているところでございます。

5 ページを御覧ください。日本郵便株式会社法第4条第1項から第3項までに規定する業務に関する計画のところでございます。こちらについては、各業務の取組方針に加え、物価等のコスト上昇が当社の経営に与える影響を踏まえて、将来的な郵便料金の見直しに向けた検討を進める旨や、ゆうパック運賃改定を実施する旨を記載しております。また、価格転嫁に関して、中小企業庁が調査、公表した結果を真摯に受け止めて、郵便物や荷物の配達等の業務において、協力会社とのパートナーシップ構築に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

6 ページを御覧ください。こちらは収支予算書でございます。前年度の収支予算書と比較しながら御説明させていただきたいと思っております。営業収益は、飯倉再開発の分譲によって不動産収益が大幅に増収となる一方、引き続き郵便物が減少していることですので、あと金融2社からの手数料が減少している、こういった状況がございますので、一番右のところ、対令和4年度との計画比のところでは191億円の減収という形になってございます。営業費用のところでございますけれども、先ほど申し上げた飯倉分譲の部分、こちらに伴って営業原価のほうも増加してまいりますので、こういった影響、それから適正な価格転嫁というところで、集配運送委託費の増加とか水光費の上昇、こういったところによって671億円の増加となっております。したがって、差引きという形で、営業利益は862億円の減益、こういった形になってございます。

7 ページ、8 ページを御覧ください。こちら、認可要請事項でございます。要請事項、このような形で認可を頂戴しているところでございますので、こちらの事項についてはしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終了させていただきます。ありがとうございます。

○米山部会長 ありがとうございます。

それでは、続けまして、日本郵便株式会社、高橋常務執行役員から、資料31-7に基づきまして御説明をお願いいたします。

○高橋常務執行役員 高橋でございます。よろしくお願いいたします。資料31-7、「郵便局を活用した地方活性化・地域貢献の取組状況」について御説明申し上げます。

まず、取組基本方針としまして、郵便局ネットワークを活用し、郵便、貯金、保険以外にも、地域のニーズに応じた多種多様なサービスを提供するということなどに取り組んでいるところでございます。また、取組に当たりましては、全国各地の郵便局等と一体感を持って推進しております。

その下の各種施策ですが、まず一番下の包括連携協定と各種協定を多くの自治体と締結し、また、様々な地域貢献の活動を行うことで、自治体、地域との関係基盤を築いております。そして、そのような関係も生かしながら、中ほどの地方公共団体事務の推進として、法律に基づく公的証明書交付事務やマイナンバーカード関連事務のほか、プレミアム付商品券の販売などの窓口事務に取り組んでおります。書いてある数字が、現時点での実績でございます。その中で、ピンク色のマイナンバーカード関連の事務は、※1、※2、赤字で記載しておりますとおり、国からの補助などをいただいておりますので、これは非常に役立って、感謝しております。

続きまして、自治体以外の事務の内容でございます。2ページ目を御覧ください。地方公共団体の窓口事務の受託以外に、例えば上段の左側にあります「社会・地域の課題解決」として、終活、空き家、高齢者のみまもりなど、新しいサービスを積極的に提供しております。特に中段の空き家のみまもりサービスは2月から試行を始めております。また、左下のスマートスピーカーを活用した郵便局のみまもりサービスは、昨年1月の開始以来、様々な関係者の方々の御協力、お力添えもいただきまして、現在11自治体で導入して、新規導入のお話もいただいております、大変ありがたく思っております。

続いて、上段右側の「地域ニーズに応じた他企業との共創」でございますが、例えばリソースを活用した買い物支援は、ネットスーパーと提携しまして、日本郵便のロジスティクスに商品を乗せて、都市部とローカルの間を輸送し、都市部から離れた地域の日常的買い物をカバーするというような取組を始めております。ページ下段でございますが、このほか、郵便局や企業から新しい案件の提案を募集したり総務省の事業に御協力するというをやっております。

3ページ以降の別添は、先ほども御説明ありました、総務省の郵便局を活用した地方活性化方策PTの中間まとめでのマイナンバーカード普及策ですので、これは御覧おきいただければと思います。全体を通じて申し上げますと、2023年度におきましても、

自治体が過疎化とか高齢化など様々な課題に対処する中で、効果的な住民へのサービス提供のために、郵便局への事務委託のお話をいただくケースがまた出てくると思っております。弊社もコストベースの手数料は頂くのですが、こうした課題解決に御協力するために、自治体への働きかけや積極的な受託に努めてまいります。サービスの受託を一層進めるために、今後も郵便局や自治体の現場の声をお聞きして、財源などを含めた制度上の課題がありましたら、もちろん総務省様とも相談して連携しながら、自治体の方々と一体感を持って、地方活性化、地域貢献につながる取組を推進していきたいと思っております。

短くて恐縮ですが、以上でございます。

○米山部会長　　どうもありがとうございます。以上3件御説明いただきましたが、この3点について、委員の皆様から何か御質問、御意見がありましたらよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

それでは、横田委員、よろしくお願いたします。

○横田委員　　意見です。どうしてもいろんなことをすると人の手がかかってしまうのですけども、やはり人件費がどうしても高くなりがちだと思います。予算もどうしてもプラスになってしまっていますので、ITを活用して効率化を求めるか、人件費をちょっと見直すとかということも含めて、少しでも黒字に近づけられるようにということを御検討いただければと思います。よろしくお願いたします。

○松岡執行役員　　日本郵便から少し回答させていただきます。横田委員、御意見ありがとうございます。今、やっぱり人件費のところ、いろんなことをやっていくためにはここが心配だと、このような御意見を頂戴したかと思えます。郵便局の窓口、確かにいろんなことをやっていくには、人を増やすとか人件費がとか、こういった問題が出てくるのかなと、このように考えております。このリソースを生み出すためにということなのですけれども、4ページにも記載してございますけれども、郵便業務の運営のデジタル化とかを徹底して行って、やっぱり効果的・効率的な営業活動を可能とするためと書いていますけれども、リソースを生み出すということをデジタル化で取り組んでいくと。こういったことをやって行って、リソースをつくっていくことが必要なのかなと思っております。

このために新たに人を雇ったりとか、人を増やしたりということ、なかなか難しいかなと思っておりますので、まずリソースを見直すところをしっかりとしながら、い

ろんな業務に取り組んでいく、こういったことをしたいと思っていますし、また、新しい業務をやるに当たっても、デジタル化というところで、極力省力化した形で業務に取り組んでいきたいと思っていますので、今いただいたようなところを念頭に置きながら、新しい業務をしっかりとしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○米山部会長　ありがとうございます。ちょっと関連して私から、今の横田委員の意見と関連しての意見を申し上げますと、最初の実証実験から全て含めて、郵便局ネットワークの価値を上げるときに、こちらから住民の方々に、何かしてさしあげるといものがとても多くて、これを全てやろうと思うと、横田委員がおっしゃるように、コストがかかるのは当然だと思います。

もう一つ、間に国が入ることによって、地域の人にも何かしていただくという視点も一方で、コスト対策だけではなくて、広い意味での郵便局ネットワークの価値を上げるためにも重要な視点ではないかなと思っているのです。このようなことは日本郵便からは言いにくいかもしれませんが、総務省の役割かなと思います。これは質問ではなく意見でございます。

それでは、桑津委員からどうぞよろしくお願いします。

○桑津委員　桑津です。どうもありがとうございます。実は横田委員に半分おっしゃっていただいたのですが、今、特に日本郵便さんがそうだと思うのですが、物流危機をはじめ、人口減少とか、もうさんざん分かっているということが、さらに加速したかなと思っています。同時に、インフラが入ってきたことで人が足りなくなるという、人件費の上がり方がさらに状況的に厳しくなってくると思います。対策は突き詰めていくと、デジタル等いろんな、今御検討されている枠組みで頑張るしかないというのも理解できているのですが、もう一つだけ取組を挙げるとすると、以前、JRとかでも御紹介したと思うのですが、兼業になるのかなと思っています。

つまり、働き方として、今でもパートナーの会社さんはたくさんいらっしゃると思うのですけれど、いわゆる個人の労働者、もしくは兼業といったような、違う働き方の人々をある程度入れてくる。それをデジタルでサポートするなり、先ほど部会長がおっしゃられた、国等を含めたやり方を考えるとといったところ、これまで検討してきたものをさらに加速するというのに加えて、働き方も大きな枠組みを変えていかざるを得なくなっているのかなと思っています。ですので、これは質問じゃなくて意見ということで、

特に日本郵便さんがそうだと思うのですが、労働力不足と人件費の高騰、平たく言うとインフレ傾向、この辺に関する対策を考えたときに、供給側として、特にちょっと働き方を変えてでも異なるリソースの人を連れてくるといいますか、うまく活用する方向を考える。また、これも米山部会長がおっしゃったとおりですが、なかなか言いにくいことかもしれませんので、そこは総務省もしくはこの委員等の中からも、サポートの形で発言、提案等ができたらいいのかなと思いました。これは質問ではなくて意見です。どうもありがとうございました。

○米山部会長 どうもありがとうございます。日本郵政グループの皆様から、ちょっとお答えしにくいかも分かりませんので、桑津委員、私から感想があったということでございます。これに対して、ほかに何か御意見があれば、時間ありますのでどうぞおっしゃってください。

○松岡執行役員 では、一言だけ。桑津委員、ありがとうございます。先ほどいただいた兼業でというところでございますけれども、我々としてもそういったところをやらなくてはいけないのかなと考えております。例えばJRさんと駅一帯という形で、駅の業務をしながら郵便局の業務をすると、こういった郵便局を設置したり、この先、23年度もしなの鉄道さんとやろうとか、こういったことを考えております。おっしゃるように、特に過疎地なんかに行くと、そもそも人手が足りないよというところがあって、いろんな会社と兼業とか、掲げているようなところを考えていかなきゃいけないなということもございますし、また、物流企業同士もなるべく一体でできるところは一体にするとか、そういったことも今後考えていかなきゃいけないかなと、このように思っております。限られたリソースをなるべく効率的に使えるようにということで取り組んでまいりたいと思います。御意見ありがとうございました。

○米山部会長 ありがとうございます。ほかに何か。

荒牧委員、お願いします。

○荒牧委員 荒牧です。基本的な質問で恐縮ですけども、キオスク端末で、マイナンバーカードで住民票とかが取れるというので、本当にこれはマイナンバーカードの最大のメリットの一つだなと思って、私なんかはいつも重宝しているんですけども、以前、大分前の認識ですと、市町村でまだ対応できてないところが結構あったように思うのですが、そもそもコンビニがない過疎地の地方自治体で、現状、全部市町村がコンビニ対応しているという理解でよろしいでしょうか。

○松田企画課長　　以前に比べてコンビニ交付、かなり総務省も力を入れて、いろいろな形での支援措置、特別交付税措置とかもやってきておりましたので、かなり広がってきているところでございます。ただ、そもそもコンビニがない自治体はコンビニ交付自体やっていないので、当たり前ですが。それで、今回4億円の予算でコンビニが市域内にないとか、あるいはあっても3つぐらいしかないみたいなどころについては、最低4か所置けるようにということで、郵便局を中心に、郵便局のキオスク端末ということで、これは自治体が設置をするわけですが、そのための補助金を設けて、4月20日まで、今募集をしているところでございます。ただ、こういった補助事業も併せて行うことで、コンビニ交付自体に取り組んでこなかった自治体も、今回の補助事業だとか、あるいは郵便局キオスク端末を契機に取り組んでいただこうとしているところでございます。

併せて、今郵便局は、最初に御紹介した郵便局事務取扱法という法律で、160を超える自治体から受託をしております、そこでは郵便局で、これはキオスク端末ではなくて人手を介してですけども、証明書の交付なんかをやっているところです。まずは、160を超える自治体から受託をしている数百の郵便局、ここの事務をデジタル化することで、先ほどからいろんな御懸念が上がっていたような、人手といいますか、人の負担を下げることが可能になりますので、ここをまず広げていきたい、キオスク端末の設置を広げていきたいと考えているところでございます。

○荒牧委員　　ありがとうございました。まだ100%ではないけれども、大分進んでいるという理解でよろしいですか。

○松田企画課長　　そうですね。手元に数字がないですが、かなり広がってきているという認識でございます。

○荒牧委員　　分かりました。どうもありがとうございます。

○米山部会長　　どうもありがとうございました。特にほかに御意見はないようですので、郵政グループの皆様、どうもありがとうございました。

それでは、既に若干時間が経過しておりますが、全体を通して御意見、御質問がございましたら、少し時間を取りたいと思います。全体を通して、どんなことでも結構ですので、何か質問し残したことがございますでしょうか。

○松田企画課長　　部会長、すみません。先ほど、荒牧委員の御質問で、コンビニ交付、利用できる市区町村ですが、現時点、4月12日時点だから今日ですかね、1,164

市区町村になっておりまして、自治体数は全体で1,740ぐらいですので、かなりの自治体では、いわゆるコンビニ交付で住民票などが受け取れる状況になっているということでございます。

○荒牧委員　　どうもありがとうございました。

○米山部会長　　どうもありがとうございます。ほとんどということですが、我々、コンビニがあって当たり前の地域に住んでいると、全国津々浦々、どこでもコンビニがあるような感じがしますが、結構コンビニって空間的に偏在しているので、コンビニのないところで郵便局の真価が発揮されるのではないかなと個人的には思っています。

ほかに何かございませんでしょうか。それでは、全体を通じて特にないようでしたら、ありがとうございました。

本日御出席いただいております柘植副大臣からもし御意見がございますようでしたら、ぜひいただきたいと思いますが、柘植副大臣、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○柘植総務副大臣　　お疲れさまでございました。米山先生をはじめ各先生方の大変熱い議論と御協力を賜りまして、有意義な時間を過ごさせていただきました。また、本日発表されました日本郵政グループの皆さん方も素晴らしい発表、ありがとうございました。総務省の方々も、いろいろ取りまとめていただいた結果を発表いただきまして、感謝申し上げます。私からは、この中で共通的に出ました3点について、実際現場で仕事をしてまいりました者として、何か参考になればということで申し上げたいと思っております。

1つは、郵便局の強みというのはどういうふうにしてこれから将来も担保されるかという質問がありましたが、これは非常に重要なことでありまして、私自身も非常に大きな関心を持っております。郵政事業は御承知のように、約150年、事業を展開していて、地域に根差して、地域の中で地域の方々と協力しながらやっている。普通の3事業だけを提供するのではなくて、地域活動というものをある面で大きなメインテーマとして、それぞれのところで仕事をしておる人が全国で直営2万局という数が見えるわけでございます。そういったことが今日、郵便局の信頼を勝ち得ておりますし、郵便局の強みと言ってもいいと思っておりますので、そんなところがこれから持続的に展開できるかどうかは非常に難しい問題でありますけれども、日本郵政グループというのが、そういった現在の体系を保つ限りは、私はずっと継続的にいけるのではないかという期待感を

持っております。

それからもう一つ、人件費だとかこれから民間事業として経費をどう見ていくかという問題もいろんな先生からありましたし、米山先生からは大変有意義な発言をいただいておりますし、桑津先生からもそういった趣旨の発言をいただいております。確かにこれだけ大きなメニューを消化しようと思うと、日本郵政グループとしても多くの経費と人件費がかかることは間違いないことをごさいます、旧郵政省のときのようにボランティアでやるというわけにはいかないと私は思っております。

そういうことを考えますと、これからどうしていくかということをごさいますけども、日本郵政グループというのは、旧郵政省のときから、いわゆる独特な総合担務という制度を取っております、1人の方が郵便、貯金、保険を全て取り扱うという、非常に効率的ないいサービスに対応しておりましたものですから、人件費が本来3倍かかることを1人でやるというような仕組みでずっと国のときからやってまいりまして、今日もそういったサービスをとっております。したがって、皆さん方が考えられる会社のように、1人の人が1つの職務だけじゃなくて、今、1人の社員が3つの郵便と貯金と保険を総合的に助け合ってこなしていくという非常に効率的な仕事をしておりますので、日本郵政グループが今日までやれるというのは、そういうところのメリットが非常に多いと思っております。

また、会社も3事業一体という形で、お互いに協力をし合いながら、弱みを補っていきながらやっておるというところで、今日、こういった事業がなされていると思っておりますし、これからもこういったことをしっかりやっていけば、そして今新しくデジタル化を迎えて、先ほども日本郵政グループの方々、日本郵便の方から話がございましたように、もう少しデジタル化を図れば、もう少し人件費の節減もできますし、もっとお客様にいいサービスができるということを思っております。

しかし、そうは言いますが、米山先生がおっしゃったように、国と地域と、それから日本郵政グループがどういう関係でうまく調整をしながらやっていくかということは、これは絶対避けて通れない大きな課題だと思っております。とりわけそういった意味合いでは、日本郵政と日本郵政グループと総務省でございませけれども、こういったところが密接な関係と、将来の事業の進め方を濃密に検討しながら進めていく。その中に、地域の方々の存在もしっかり保ちながらいくということをごさいます。

最後になりますけども、ここに出ているメニューを見ますと、すべからく、今日本の

一番大きな問題であります少子高齢化、特に高齢者の方、過疎地の問題、日本の抱える課題が全部ここに凝縮されているということでございまして、こういったところにスポットを当てて郵政事業がどういう形でミッションを果たしていくかということが問われていると思っております。フランスなどに行きますと、こういうところを公に公共サービスと称しまして、国とラ・ポストという会社がお互い協調しながら、こういった公共サービスを提供する仕組みがありますので、これから日本もこういったものを考え合わせながら、どういう形で国と日本郵政グループと地域という3者がうまく融合できるような形のを求めていくことが非常に大事だと思っております。今日いただきました意見は非常に参考になりますので、これから総務省としましてもしっかりと検討しながら、新しい未来に向けて、希望のある地域づくりに寄与していければと思っております。今日は本当にありがとうございました。

○米山部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から何かございますでしょうか。

事務局から何かございますでしょうか。

○久保田総合通信管理室長　　特にございません。

閉　　会

○米山部会長　　それでは、本日の会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、事務局から御連絡差し上げますので、皆様、よろしくお願いたします。

以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。